NEWS RELEASE

山口県旅客船協会
中国運輸局山口運輸支局

令和元年５月２７日

利用者と運送事業者のお互いのため

改正標準運送約款についての勉強会を開催

～旅客船事業者と合同でリスク対応に関して意見交換～

運送事業者が人や車両・荷物を運ぶ際に、利用者との約束事を示した「運送約款」というものに基づいて運んでいます。

この度、商法の一部改正等へ対応するため「標準運送約款」の見直しが図られ、今年３月末には時代の変化に対応した「標準運送約款」が一部改正されて、４月１日から施行されております。

山口県旅客船協会と山口運輸支局徳山庁舎では、この「標準運送約款」改正について理解を深めるため、具体的な事例を挙げ意見交換する勉強会を、下記の日程で開催することにしました。

また当日は、フェリーにおける積載車両の事故防止や、事故や災害時での事業継続計画（ＢＣＰ＝Business Continuity Plan の頭文字）についても議論することにしております。

記

日　時：令和元年５月２９日（水）　13:30～15:30
場　所：徳山港湾合同庁舎　３階 会議室
　　（周南市徳山港町６－３５）
出席者：山口県内の旅客船事業者等
　　（下関、宇部、山陽小野田、長門市を除く）
　　山口運輸支局徳山庁舎　担当

【問い合わせ先】
○中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎
担当：坂田・三好　℡ 0834-21-0180　Fax 0834-32-4094
○山口県旅客船協会　事務局（防予フェリー(株)内）
担当：五島　℡ 0820-22-5909　Fax 0820-22-6982